毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和４年４月６日
水　曜　日

号　外

目　　次

規　　則
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則　1
訓　　令
公営企業管理規程
教育委員会訓令
警察本部訓令
○富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令　2

規　　則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和４年４月６日

富山県知事　新　田　八　朗

富山県規則第27号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成６年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第９条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第12号までを１号ずつ繰り上げる。

第13条の２に次の１号を加える。

⑸　庁議に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

訓　　令

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和４年４月６日

富山県知事　新　田　八　朗
富山県教育委員会教育長　荻　布　佳　子
富山県警察本部長　杉　本　伸　正

富　山　県　訓　令
富山県公営企業管理規程
富山県教育委員会訓令　**第１号**
富山県警察本部訓令

本　　庁
企　業　局
教育委員会事務局
警　察　本　部

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令

富山県庁議運営規程（昭和45年富山県訓令／富山県営電気事業管理規程／富山県教育委員会訓令／富山県警察本部訓令　第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「知事政策局長」を「経営管理部長」に改める。

第５条中「知事政策局」を「経営管理部」に改める。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

（成長戦略室）

令和４年４月６日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番